

【建設業者への対応】 建設業法に基づく監督処分等を実施(平成28年1月13日)

- 横浜市都筑区で施工されたマンション建築のくい施工工事を行った建設業者
 - ・ 三井住友建設株式会社 : 指示処分及び指名停止1ヶ月(平成28年1月13日～2月12日)
 - ・ 株式会社日立ハイテクノロジーズ : 営業停止15日(平成28年1月28日～2月11日)及び指示処分
 - ・ 旭化成建材株式会社 : 営業停止15日(平成28年1月28日～2月11日)、指示処分及び勧告
- 上記以外に基礎ぐい工事において施工データの流用等を行った建設業者
 - ・ ジャパンパイル株式会社等8社 : 勧告

【不動産販売業者への対応】 横浜市の事案に関し、引き続き状況を注視

- 当該マンションの発注者である三井不動産レジデンシャルより、くいの未達等や施工データの流用等の可能性がある旨の報告を受け、売主責任に基づき誠実に対応するよう指示(平成27年9月24日、25日、10月6日及び16日)
- 建設業団体と併せて不動産業団体に対し、以下の点に関する要請文書を発出(平成27年10月21日)
 - ・ 居住者や国民の不安払拭のための積極的な対応
 - ・ 旭化成建材(株)がくい施工を行った過去10年分の物件について、主体的な調査の実施と責任ある対応
- 旭化成建材(株)が過去10年にくいを施工した3040件についてデータ転用の有無の調査が実施されることを受け、不動産業団体に対し、取引物件が調査対象であった場合、データの転用が確認された場合における取引の相手方に対する対応を注意喚起(平成27年10月23日)

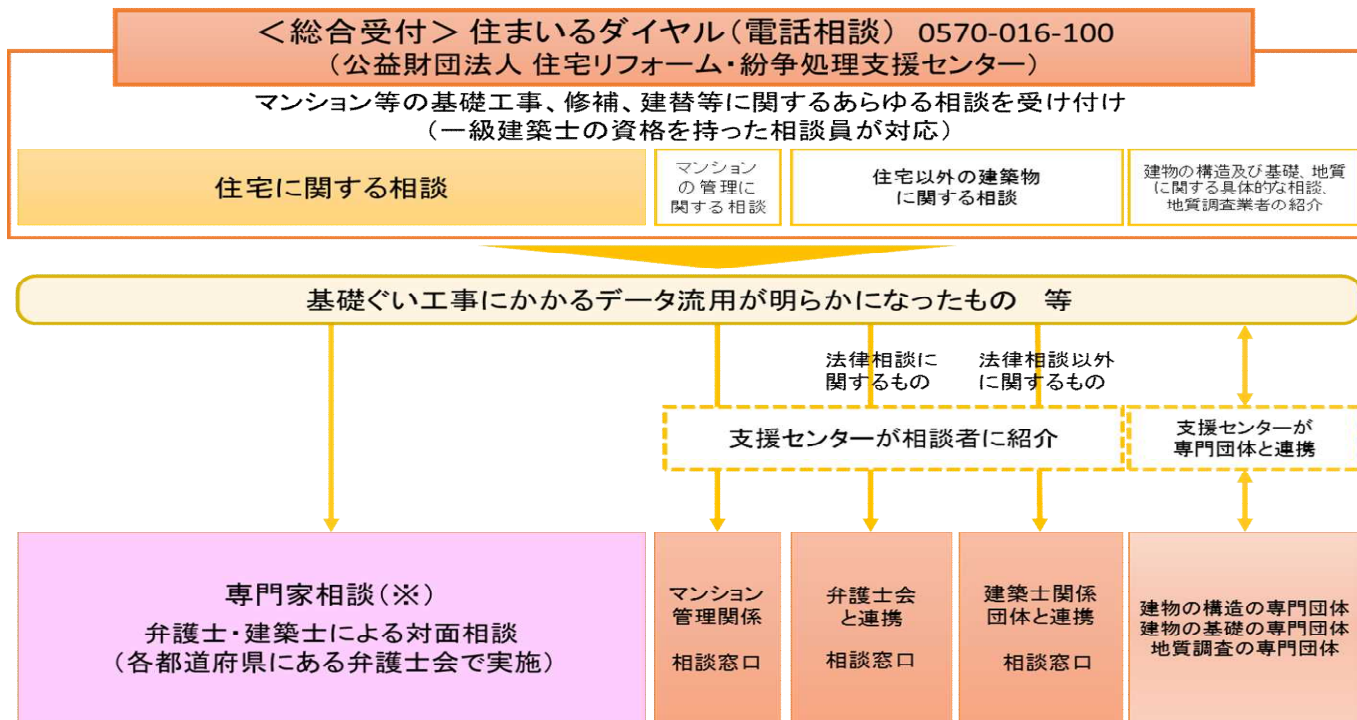
○ (公財)住宅リフォーム・紛争処理センターによる対応

- ・ 国交省からの要請を受け、住まいるダイヤルを活用した相談窓口を設置(増強)し、住宅所有者等からの電話相談を受付
- ・ 内容に応じて幅広く対応できるよう、弁護士会、建築士関係団体、その他専門団体と連携し、専門家による相談体制を充実

○ その他関係者による対応

- ・ (国土交通省)本省及び地方整備局において、消費者からの個別の問い合わせに対応
- ・ (都道府県)個別に、旭化成建材(株)が施工したぐい工事等に関する相談窓口を設置
例：北海道、神奈川県、長野県、埼玉県、愛知県、高知県、山口県等
- ・ (関係事業者)旭化成建材(株)が専用の相談窓口を開設

【(公財)住宅リフォーム・紛争処理センターにおける相談体制】



【相談状況】

2015年10月14日～12月末まで

	相談件数
電話相談件数(全体)	9,656
うち共同住宅(マンション等)関連	1,890
うち基礎ぐい工事関連分	150
うちデータの流用等が明らかになった物件関連	17

※ 評価住宅、保険付き住宅、建替えを予定しているマンション、修補工事を予定している住宅が対象(基礎ぐい工事にかかるデータ流用が明らかになった住宅は修補工事を予定している住宅とみなす)。ただし、建替えを予定しているマンション及び修補工事を予定している住宅のうち、評価住宅でも保険付き住宅でもない住宅については、所有者からの相談は「住宅に関する相談」で対応、事業者からの相談は「住宅以外の建築物に関する相談」と同様の対応となる。